

マイナンバーカード

1/24(日)

休日臨時相談窓口
を開設します

〈時間〉8時30分～16時45分

〈場所〉総合窓口課 窓口係、各支所窓口係

■ マイナンバーカードの交付

[受取場所] 交付通知はがきに記載しています

[交付時間] 15分～30分程度

※15歳未満の方の受け取りや、やむを得ない理由で本人が来られない場合は、事前に問い合わせてください。

■ マイナンバーカードの申請サポート

※顔写真の撮影ができます。

■ 電子証明書の更新

■ マイナポイントの予約、申し込みサポート

☎総合窓口課 窓口係

☎お太助フォン42-5616 / ☎42-2130

各支所(連絡先はP3目次下部に記載)

「障害者控除対象者認定書」を 発行します

⚠ 障害者控除対象者認定書

障害のために日常生活で常に介護を必要とする65歳以上の方が、所得税等の申告時に提示することで、「障害者控除」または「特別障害者控除」を受けることができる認定書。本人、またはその方の扶養者が控除を受けることができます。

《控除対象者》

- 以下の全てに該当する方、またはその家族
- 本市に住民票がある65歳以上の方
- 精神または身体に障害がある方(認知症も含む)
- 障害の程度が「日常生活で常に介護を必要とする程度」の方

■ 障害者手帳を持っている場合

手帳を提示することで等級に応じた「障害者控除」または「特別障害者控除」を受けることができますが、介護が必要な状態によっては、この認定を受けることで「特別障害者控除」の対象になる場合があります。

☎保健医療課 介護保険係 担当: 大下

☎お太助フォン 42-5618 ☎ 42-2130

制度に関する
お知らせ

行政情報

高額介護合算療養費制度 後期高齢者医療 自己負担額を超えた額を支給します

⚠ 高額介護合算療養費制度

1年間の医療保険と介護保険、両方の自己負担額を合算した額が、自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を支給する制度。

■ 合算期間(計算期間)

令和元年8月1日～令和2年7月31日

■ 合算範囲

同一世帯内の後期高齢者医療の被保険者にかかる自己負担額

※高額療養費等の支給該当額は除きます。

《申請方法》

申請書に必要事項を記入し、保険医療課医療保険年金係、または各支所へ提出してください。

《対象者》

1月中旬に広島県後期高齢者医療広域連合から申請案内を送付します。

※いずれかの保険で異動があった方、住所地と介護保険の市町が異なる方には、申請案内を送付できない場合があります。該当する方は問い合わせてください。

■ 自己負担限度額(年額・世帯単位)

令和元年8月～令和2年7月診療分

区分 (毎年7月31日時点)		自己負担限度額 (医療保険+介護保険)
市町村民税 課税世帯	現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円～)	212万円
	現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円～)	141万円
	現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円～)	67万円
	一般	56万円
市町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

《支給額》

医療保険と介護保険で案分し、それぞれの保険から被保険者に支給します。

※医療保険、または介護保険のどちらかの自己負担額が0円の場合や、自己負担限度額を超えた合算額が500円以下の場合には支給されません。

☎保険医療課 医療保険年金係 担当: 深井

☎お太助フォン 42-5619 ☎ 42-2130

安芸高田市議会議員一般選挙の結果 令和2年11月15日執行

得票順	候補者	得票数	
1	南沢 克彦	1,587	当
2	山本 かずひろ	1,246.557	当
3	新田 かずあき	1,160	当
4	大下 正幸	1,116	当
5	たけおか 隆文	1,002	当
6	たなべ 介三	876	当
7	こだま ふみのり	845	当
8	やまね 温子	798	当
9	秋田 雅朝	733	当
10	先川 和幸	725	当
11	芦田 宏治	714	当
12	石飛 慶久	709	当
13	央戸 邦夫	656	当
14	山本 まさる	654.442	当
15	くまたか 昌三	581	当
16	金行 てつあき	573	当
17	益田 ひろし	506	
18	大野 恵子	325	

投票総数	14,955
有効投票数	14,807
無効投票数	148

投票結果

	有権者数	投票者数	投票率
吉田町	8,484	4,898	57.73%
八千代町	2,911	1,595	54.79%
美土里町	2,224	1,549	69.65%
高宮町	2,731	1,862	68.18%
甲田町	4,147	2,834	68.34%
向原町	3,171	2,217	69.91%
計	23,668	14,955	63.19%

〈備考〉案分[※]切り捨て票 0.001

※案分[※]…同姓・同名の候補者が複数いる場合、その姓・名のみが記載された票を、各候補者の得票数に応じて分け合うこと。このため、得票数に小数点以下の数値がある場合があります。

☎選挙管理委員会事務局 ☎お太助フォン42-1136

広島法務局 重複地番の解消作業を実施します

■ 重複地番

広島県では明治以来、宅地・農耕地等の耕地に1番から順に地番(耕地番)が付けられましたが、山林・原野等の山間地にも同様に1番から順に地番(山地番)が付けられたことで、同一大字(地番区域)内の耕地と山間地に同一の地番が付く重複地番が多数存在しています。

■ 解消作業の実施

インターネットで確認できる登記情報提供制度や、オンライン申請制度を利用するとき、利用者が重複地番の存在を知らずに誤って地番を入力してしまうトラブルが多数発生しています。

そこで、広島法務局では所有者の不動産に関する権利を保全し、取引の安全・円滑を図るため、山地番の地番変更を実施し、重複地番を解消します。

《実施区域》

- 吉田町…山手、川本、福原、竹原、小山
- 向原町…坂、戸島

《地番変更方法》

原則、山地番にそれぞれ10000を加算します。

例) 115番 → 10115番

《実施日》

1月7日(木)

※地番変更を実施した場合には、法務局から登記簿に記録されている所有者の住所(共有の場合は、そのうちの1人の住所)宛に地番変更通知書が送付されます。

☎広島法務局 民事行政部 不動産登記部門

☎ 082-228-5755